



一般社団法人日本フードサービス協会 [JFニュースレター 2014.4.14]

熊本県における

高病原性鳥インフルエンザ疑いの事例が発生

風評被害を拡げる

不適切な表示・告知はしない、

冷静な対応を

昨日（4月13日）、農林水産省は、熊本県下の肉用鶏飼養農家で飼養されている鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認したと発表しました。農林水産省では、すでに「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、感染拡大防止のための防疫措置の実施に着手しています。

鳥インフルエンザが発生した場合、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置が実施されますので、ウィルス汚染した鶏肉・鶏卵が市場に出回ることはありません。

もともと、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人が鳥インフルエンザに感染することはありません。ウィルスは適切な加熱によって容易に死滅します。

鶏肉や鶏卵を食材として使用しているメニューや商品に対して、お客様からの問い合わせなどがあった場合は、鶏肉や卵を食べても鳥インフルエンザに感染することはないことを説明して、不安が広がらないようお願い致します。

また、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵を使用しておりません」といった不適切な表現がなされることのないようご留意願います。

なお、食品安全委員会の「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」(http://www.fsc.go.jp/osirase/tori/tori_iinkai_kangaekata.pdf)を添付致しますので、ご参照ください。

※この件のお問い合わせは事務局：関川・中村・田村・石井までお願い致します。

以上